

石川県公報

令和3年8月31日

第13435号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示		
○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の一部改正（デジタル推進課）	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告（経営支援課） 2
公告		
○石川県県民栄誉被表彰者の氏名及び業績（人事課）	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告（同） 2

告示

石川県告示第339号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（平成16年石川県告示第414号）の一部を次のように改正し、令和3年9月1日から施行する。

令和3年8月31日

石川県知事 谷本正憲

申請等の表麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）の項の次に次のように加える。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）	第284条第1項の表の上欄に掲げる規定（届出に係るものに限る。）	医薬品等の承認、許可等に係る届出
---	----------------------------------	------------------

申請等の表石川県税条例（昭和29年石川県条例第23号）の項の次に次のように加える。

学校以外の教育機関等設置に関する条例（昭和32年石川県条例第14号）	第6条	指定管理者の指定の申請
石川県体育施設条例（昭和39年石川県条例第46号）	第5条	指定管理者の指定の申請
石川県都市公園条例（昭和39年石川県条例第59号）	第2条の4	指定管理者の指定の申請
石川県海の自然生態館条例（平成5年石川県条例第5号）	第4条	指定管理者の指定の申請
石川県ふれあい昆虫館条例（平成10年石川県条例第3号）	第4条	指定管理者の指定の申請
いしかわ動物園条例（平成11年石川県条例第7号）	第4条	指定管理者の指定の申請

公告

石川県県民栄誉賞被表彰者の氏名及び業績

石川県県民栄誉賞表彰要綱（平成12年石川県告示第636号）の規定に基づき、令和3年8月30日付けで石川県県民栄誉賞の表彰をした者の氏名及び業績は、次のとおりである。

令和3年8月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県県民栄誉賞 川 井 梨紗子

第32回オリンピック競技大会(2020/東京)レスリングフリースタイル女子57kg級において、前回覇者としての重圧に打ち克ち、オリンピック連覇という偉業を達成されるとともに、姉妹での金メダル獲得という夏季オリンピック日本勢初の快挙を成し遂げられ、県民に明るい希望と活力を与えるとともに、本県の名を高めることに顕著な業績があった。

石川県県民栄誉賞 川 井 友香子

第32回オリンピック競技大会(2020/東京)レスリングフリースタイル女子62kg級において、オリンピック初出場という重圧に打ち克ち、金メダルを獲得されるとともに、姉妹での金メダル獲得という夏季オリンピック日本勢初の快挙を成し遂げられ、県民に明るい希望と活力を与えるとともに、本県の名を高めることに顕著な業績があった。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和3年8月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ東力店
金沢市東力4丁目45番他 計4筆
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の所在地
(変更前)金沢市東力4丁目45番他 計3筆
(変更後)金沢市東力4丁目45番他 計4筆
- 3 変更の年月日
令和3年8月30日
- 4 変更する理由
隔地駐車場(駐車場2)設置により、筆数が増えたため
- 5 届出年月日
令和3年8月18日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
令和3年8月31日から同年12月31日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和3年12月31日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和3年8月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ東力店
金沢市東力4丁目45番地 計4筆
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置
(変更前) 縦覧による。
(変更後) 縦覧による。
 - (2) 駐車場の出入口の数及び位置
(変更前) 位置 縦覧による。
出入口の数 3箇所
(変更後) 位置 縦覧による。
出入口の数 4箇所
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで
(変更後) 駐車場1 午前8時30分から午前0時30分まで
駐車場2 午前8時30分から午後10時まで
- 3 変更する年月日
令和3年8月30日
- 4 変更する理由
駐車場増設のため(駐車場2設置)
- 5 届出年月日
令和3年8月18日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市産業部商工業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
令和3年8月31日から令和3年12月31日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和3年12月31日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

